

だんだんと日差しが強くなり、まさに夏本番といったところでしょうか？  
でんき予報がテレビ・ラジオ・インターネットで放送されるなど、今年の夏の電力不足は深刻そうです。  
エアコンの設定温度を上げるなどして節電に気をつけなければならず、更に暑い夏になりそうです。  
今回は何度となく、このニュースで取り上げている八都県市ディーゼル車規制(さいたま市が加わりました。)  
についての問合せをQ&A形式にして、お話したいと思います。

## 八都県市ディーゼル車規制の話

PM排出基準を満たさない、ディーゼル車は平成15年10月1日から東京(島嶼を除く)・神奈川・埼玉・千葉各都県の全域の運行が禁止されます。初度登録から7年の猶予期間があり、平成8年10月1日以降の車が10月1日から規制の適応を受けます。対象車種は「1・2・4・6・8ナンバー」ディーゼル車です。罰則は50万以下の罰金です。(神奈川県では平成16年3月31日まで適応されません。)

### 規制についてのQ&A

Q1: 取り締まりは誰がどのようにやるの？

A1: 都・県職員が路上やディーゼル車が多く集まる地点・事業所において検査を行います。路上で行う場合は、警察官の協力のもとに行います。場所については、検討中とのことです。国際サービスでもPM減少装置の取付完了時に東京都環境局に取付したことを登録するはがきを送付していますので、未登録の車を保有している使用者・所有者のところに直接都・県の職員から問合せがある可能性があります。

Q2: PM減少装置を装着して都・県条例に適合した証しは？

A2: PM減少装置を装着した場合、製造メーカーから取付証明書が発行されます。また、右のステッカーも発行され車に貼付されます。最近ステッカーが貼られた車を多く見かけませんか？

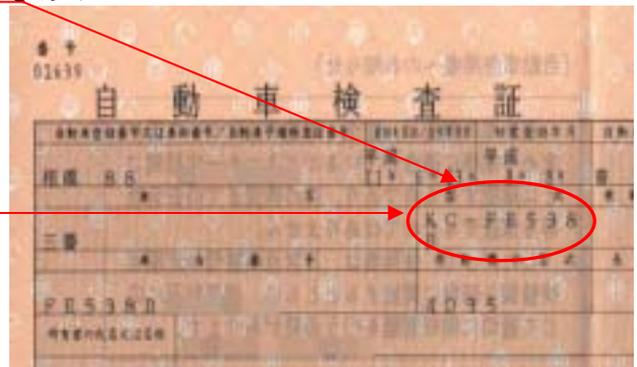


Q3: 平成17年に規制が強化されるの？

A3: 東京都・埼玉県において平成17年4月以降に条例の規制強化が予定されています。PM減少装置を取付する場合、17年規制に適合している装置を装着しなければ、規制強化後東京都・埼玉県を運行できなくなります。17年規制適合の装置を取付た場合に貼られるステッカーは、この部分がH17となっています。詳しくは、各都県に問い合わせるか、国際サービスにご相談ください。

Q4: 車検証型式欄に不明と書かれてある、平行輸入車はどうなの？

A4: 初度登録をした年度の車両総重量に応じた規制値を満たしていると見なしますので、規制の対象となります。キャリアが平行輸入車のオルテレンクレーンも対象です。



Q5: 規制値を満たさないディーゼル車の簡単な見分け方は？

A5: 車検証の型式欄に次の記号がある車です。

K-N-P-S-U-W-記号なし

KA-KB-KC

と の記号が記載されている車は基準値を満たしていません。猶予期間が経過した時点で運行ができなくなります。

Q6: PM減少装置は「DPF」と「酸化触媒」があると聞いたがどちらを装着するの？

A6: A5の の記号が記載されている車は「DPF」装着の必要があります。 の記号が記載されている車では、主に酸化触媒での対応が可能です。右上の車検証の車は、KC-ですので比較的安価な「酸化触媒」での対応が可能です。

Q7: 「DPF」装置が高額なのはなぜ？

A7: 排出ガス中のPMを多く減少させる必要があるため、「酸化触媒」に比べ構造が複雑で大きい事や取付時間がかかる事などが高額になる要因です。

Q8: PM減少装置を装着すれば、NOX・PM法もクリアできますか？

A7: NOX・PM法はクリアできません。特定地域内に使用の本拠がある車は、PM減少装置を取付してもNOX・PM法の使用期限は変わりません。現在もNOX・PM法をクリアできる後付け装置はありません。

ご不明な点、分からない事等ありましたら是非ご相談ください。